

先抜け方式による入札について（概要）

令和5年4月1日

北秋田市財務部財政課

●先抜け方式とは

同一日に開札する競争入札において、同一工種、同一格付等級かつ同一場所（工区等）又は周辺における工事が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位をあらかじめ定めおき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式です。

●適用対象

適用条件となる工事は、一般競争入札又は指名競争入札による全ての建設工事で、次の条件を全て満たすものとなります。

- （1）同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- （2）工事種別及び建設工事発注標準における格付等級同一である工事
- （3）工事の施工箇所や工区等が同一の場所又は周辺である工事

※適用対象となる工事については、入札公告及び指名通知等に明示し入札参加者に周知します。ただし、例外として、先抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときには、適用しない場合があります。

●落札者の決定について

対象工事では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、落札者を下位の入札における落札候補者から除外します。

この方式により、同一日の開札では、1業者1件に落札が制限されることとなりますが、受注者が偏ることなく、受注機会の均等化が図れます。

（例）

	案件① 予定価格 600 万円		案件② 予定価格 500 万円		案件③ 予定価格 400 万円	
A社	550 万円	落札	※1	無効	※1	無効
B社	560 万円		460 万円	落札	※1	無効
C社	570 万円		470 万円		370 万円	落札
D社	580 万円		480 万円		380 万円	

※1…電子入札においては開札せずに無効、紙入札においては案件②以降は入札から除外

します。

●先抜け方式の通常入札への移行について

実際の入札においては、入札辞退や入札参加者が少数により、競争性が確保できないおそれがある場合は、先抜け方式として入札公告又は指名通知を行った工事でも、開札時に先抜け方式を取りやめ、通常の入札として執行する場合があります。

(例) 参加者が少数及び入札辞退により案件③を通常の入札とする場合

	案件① 予定価格 600 万円		案件② 予定価格 500 万円		案件③ 予定価格 400 万円	
	A社	550 万円	落札	※2	無効	350 万円
B社	560 万円		460 万円	落札	360 万円	
C社	570 万円		470 万円		370 万円	
D社		辞退		辞退		辞退

案件③で、先抜け方式のまま執行するとC社のみが落札候補となるため、開札時に通常通常入札に切替え執行します。

●その他

- ・一般競争入札及び指名競争入札において、落札候補者が1者になる場合には、開札時に通常入札へ移行します。
- ・公告又は指名通知時点において、案件数と参加見込み対象業者数、指名業者数により落札候補者が1者となることが予測される案件は、公告時において先抜け方式を採用しません。